

## 下総航空基地隊オープンカウンター方式実施要領

### 1 目的

この要領は、海上自衛隊下総航空基地隊（以下「下総航空基地隊」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供等、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 定義

オープンカウンター方式とは、下総航空基地隊が会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

### 3 対象件名

この要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から第5号及び7号に規定する契約のうち、海上自衛隊経理事務取扱規則（令和8年海上自衛隊達第33号）第14条に規定する契約担当官等（以下「契約担当官等」という。）がオープンカウンター方式によることが適当であると判断するものを対象件名とする。

ただし、会計法第29条の3第4項による競争を許さない随意契約を行う場合、緊急を要する場合及び本方式を採用することが適当ではないと判断した場合はこの限りではない。

### 4 対象件名の公表

- (1) 対象件名は、「海上自衛隊調達情報ホームページ（入札公告）」、「下総航空基地隊経理隊事務室前掲示板」、その他必要とする場所で公表する。
- (2) 公表に付する事項は、調達要求番号、調達要求件名、数量・単位、履行期限、本リスト掲載日、見積書提出期限、要求元とする。
- (3) 公表する期間は14日間を基準とする。ただし、急を要する場合は、その期間を5日に短縮することができる。
- (4) 前項の期間によれないと契約担当官等が認める場合はこの限りではない。

### 5 参加資格

見積合わせに参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれかの要件を満たす者であること。

ア 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、下総航空基地隊が求める「資格の種類」のC又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、仕様内容等により契約担当官等が認める場合は、A又はB等級に格付けされた者を含めることができる。

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ ア号又はイ号に該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれを問わない）に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者であること。（アの防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、A又はBの等級に格付けされている者を除く。）

エ 見積の提出日までの1年間において、本契約の契約担当官等との間で契約を締結した実績がある事業者であること。（アの防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、A又はB等級に格付けされている者は除く。）

(4) 契約担当官等又は防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号の規定により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

## 6 申込方法

仕様書その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）の受領を希望する者は、付紙第2に前項第3号アに定める参加資格を持つことを証明する資格審査結果通知書又は前項第3号イからエに定める参加資格を証明できる書類を添付し、申し込みを行うものとする。

## 7 見積書の提出等

(1) 見積合わせに参加を希望する者は、ホームページ等に掲載する対象件名リストから参加を希望する件名を選定し下総航空基地隊へ参加申し込みを行い、見積依頼、本要領及び仕様書等を受領し、熟読した上、見積を提出しなければならない。

(2) 見積書の様式は海上自衛隊経理執務要領（海幕経第143号。令和8年3月27日）別冊（以下「執務要領」という。）に第3章第2節第5項第1号ウに規定する別紙様式第14及び第15によるものとする。

(3) 見積書は、次の要領により記載しなければならない。

ア 調達要求番号、履行期限、履行場所、調達要求件名、金額を記載するほか、住所、会社名及び代表者名の記名押印をすること

イ 見積金額を訂正しないこと

ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと

エ 同一人が金額の異なる2通以上の見積を作成しないこと

オ 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反しないこと

- (4) 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければならない。
- (5) 前号において、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
- (6) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めないものとする。

## 8 同等品の承認

- (1) 同等品による見積書の提出を希望する者は、執務要領第3章第2節第5項第1号エ（イ）に規定する同等品承認申請書（別紙様式第16）により見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。
- (2) 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して5日目（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を除く。）までを標準とする。ただし、公表期間の短縮等これにより難しい場合は、この限りではない。

## 9 見積合わせ

- (1) 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、契約担当官等が選定した者へ見積りを依頼することができるものとする。

## 10 無効な見積書

次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、押印等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 1回の見積において同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

## 11 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払いの場合は最高の価格）の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が2者以上あ

るときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。

- (3) くじ引きの日程は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加することができない者があるときは、これに代わって下総航空基地隊の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
- (4) 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した者に対して通知するものとする。

## 1.2 結果の公表

見積合わせの結果については、原則として、契約の相手方に決定した者のみに通知し、公表は行わない。見積合わせに参加した者からの照会には、決定業者、契約金額について個別に回答するものとする。

## 1.3 契約の締結

契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては執務要領第3章第2節第7項第2号アに規定する契約書（別紙様式第2-1）、契約書の作成を要しない場合においては請書（同書式に規定する別紙様式第2-2）を契約が決定した後、速やかに契約担当官等に提出しなければならない。

## 1.4 異議の申し立て

本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1.5 その他

その他、本要領による契約について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約担当官等は契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 契約担当官等は都合により、見積合わせを取り止めることができる。
- (5) 契約の相手方として決定した者が、正当な理由なく契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、違約金の徴収又は指名停止措置もしくは、その両方を行うことがある。